

### 第3回 下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会【会議録】

日 時 平成26年7月22日（火）午後2時～

場 所 むつ市役所本庁舎第4会議室

出席者	会 長	奥野 賢一	むつ市行政連絡員連絡協議会
	職務代理者	中村 俊三	むつ商工会議所
	委 員	川向 信義	むつ市社会福祉協議会
	同	須藤 恵子	むつ市女性団体連絡協議会
	同	瀬川 顕彰	むつ市料理飲食店組合
	同	坪 二三子	むつ市連合婦人会
	同	内藤 司	佐井村地区連合会
	同	藤澤 豊勝	連合総代会
	同	古川 壽子	大間町女性団体連絡協議会
	同	宮古 勝利	桑畑自治会

以上10人

事 務 局	川西 彰	下北地域広域行政事務組合事務局長
	笠井 哲哉	同 事務局次長
	杉山 浩一	同 廃棄物施設課長
	高橋 康強	同 廃棄物施設課主幹
	谷川 豪樹	同 廃棄物施設課主査

# 次 第

1. 開 会
2. 答申について
3. 閉 会

事務局	<p><b>1. 開 会</b></p> <p>先日、第2回審議会の要点会議録を委員の皆様へ送付、確認のご依頼をいたしました。委員の皆様から、特段の修正等ございませんでしたので、原案どおり下北地域広域行政事務組合のホームページ等で公開させていただきます。</p>
各委員	<p>(承認)</p>
事務局	<p>承認いただきましたので、原案どおり公開させていただきます。</p>
事務局	<p>「下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会条例」第6条第1項の規定により会長に議長とさせていただきます。</p>
会 長	<p><b>2. 答申について</b></p> <p>それでは次第に従いまして、答申案について審議をいただきたいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料1、参考資料に基づきパワーポイントで答申案の概要説明)</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から答申案についての説明がありましたが、皆様には前回審議会でお渡しした後で修正した答申案が郵送されていると思いますが、今回の説明を受けて、現時点ではこの箇所はこのようにした方がいい等、修正案やご意見がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>付帯意見の中で「定期的に審議・見直しする」となっていますが、前回の会議では5年ごとに見直しを行うといった具体的な数字を入れる話になっていたと思うのですが、定期的という表現でよろしいのでしょうか。</p>
委 員	<p>前回そのような表現をしておりましたが、定期的という表現が入っているのであればそれでいいのではないかと思います。</p>
委 員	<p>数字が入らなくても、定期的という表現がなされていればいいということですか。</p>
委 員	<p>具体的な数字を入れなくても、定期的という表現で見直しを行うというように理解をしました。</p>

委員	<p>他の会議では、10年なら10年といったように具体的な数字が入っていることが多いと思いますが、その点について事務局の考えをお尋ねします。</p>
事務局	<p>委員から、定期的という部分を5年なら5年といったように具体的に区切ったほうがいいのかという意見をいただきました。定期的でということであれば、世の中の状況を踏まえて見直しを行う必要があることから、あえて3年、5年といった具体的な数値を入れるよりも、定期的とすることで、これまで行われてこなかった見直しを実施していくということの意味でこのような表現といたしましたことをご理解いただきたいと思います。たしかに、固定資産の評価などについては法律の中で3年に1回の見直しなどが規定されておりますが、ごみ処理手数料につきましては、他の自治体の動向等の諸般の状況を踏まえて対応していくことが望ましいと思いますので、その意味で5年といった区切りをつけるよりも定期的なといった表現とすることで速やかな対応が出来るものかと思っておりますので、ご理解いただけるようお願いいたします。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ではここは「定期的」とすることでよろしいですか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
会長	<p>その他に意見ございませんか。</p>
委員	<p>一般家庭が主となった形での答申案になっていると思いますが、10kg 10円であったものが事業系では10kg 100円となります。ということは、それにかかわる収集業者がおりますので、当然業者も値上をすることになると思います。現状を見ますと家庭系ごみは地区ごとにごみの収集を行っており、従来は直接アックス・グリーンに持って行かなくても収集業者が定期的に回ってくる中で、ある程度のごみを収集するはずなのですが、ある所から聞いたところによると、収集が7割位しかいっていないと言います。市に委託されている業者の方は、その空いている部分についてはごみが少ないと思いながらもただ収集するだけになっています。現状はそのような状況で直接搬入のごみ処理手数料が10kg 10円となっています。事業者の場合はごみ処理手数料が10kg 100円になります。事業を行う中で当然定期的に毎日ごみが出るために、それに携わる業者の方々が収集しております。ごみの量は商売によって違うと思いますが、大分変</p>

	<p>動が多いようです。収集業者は収集するごみが多かろうが少なかろうが、月にいくらといった金額設定になっています。家庭系ごみの収集と同じように、事業系ごみの収集についても処理業者が地区ごとに区分けされていますが、自由競争ですので安い料金設定をした収集業者に流れていくといった可能性もあるかもしれませんが、一部業者が今回の値上げ分を超えて高く料金を設定することは無い訳ではなく有り得るのです。ですので、値段の歯止めというのはなかなか難しいかもしれないですが、その他の部分で適正な理由等を文面に入れるようにしなければ、業者間によっての料金のばらつきがものすごく出るような気がします。たしかに、ごみ処理のコストがかさんでいることに対して料金を値上げすることはやぶさかではありません。商売をしている立場からしますと市が収集してくれれば一番いいのですが市は収集しませんので、中間に収集業者が当然入る訳です。結局、料金を上げた当事者が、上げました、はいこれで終わりではなくて、それに伴ったもろもろの問題が必ず出るはずですので、そこをその他の部分に組み入れないと、ただ料金を上げただけの答申で終わってしまうような気がします。</p>
事務局	<p>事業系のごみ処理手数料について、一定の歯止めをかけるようなガイドライン的な設定ができないかといったことだと思うのですが、おっしゃるとおり基本的には事業系のごみを処理するのは事業者の自己責任で処理すべきところを収集運搬業者にお金を払って運搬処理してもらうといった部分の料金設定については、確かに契約自由の原則により当事者間でお決めになるという部分であります。ただし、今回の値上げにつきましては業界の方にも、今回の料金改定の趣旨をご説明するというようにしておりますので、委員からご懸念のあった部分について業界の方に伝えたいと思っております。今までごみ処理費は10kg100円でありましたけれども、今回家庭系と事業系でそれぞれ50円、100円となることで、一定の値上げについては合理的な値上げの範囲ということがありますが、便乗して更なる値上げということが、全く無いとは言い切れませんので、基本的には便乗値上げ等がなされないように業界の方には我々の方からお願いをしてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
委員	<p>関連してもう一つよろしいですか。</p>

会 長	どうぞ
委 員	家庭系と事業系の見分け方なのですが、例えば自分で小屋を解体して、解体した材料を軽トラックに積んできた時と、大工さんに頼んで解体してもらったけれども捨てるのは自分で行った時では、家庭系になると思いますが、見分け方をどういう風にしたらいいのでしょうか。
事務局	建築廃材については、解体が行われた際にそれぞれの町村の担当者に現場を見に行ってもらっており、そこで大工さんを使って運ぶということが現地で確認された場合は、産業廃棄物となりますので産廃業者の方に処理をお願いしますということと、アックス・グリーンには運び込めませんということを説明させていただいております。自分で解体して搬入することについては一般廃棄物となりますのでアックス・グリーンに搬入することになりますが、搬入する際には確認証という手続きを取らせていただきます。役場の方に来ていただき必要事項を記入した上で、確認証を発行してもらい、確認証を持参でアックス・グリーンへ搬入させていただいております。以上のように産業廃棄物と一般廃棄物の違いについて難しい物については行政の方で確認をとってから搬入しております。
委 員	分かりました。
会 長	他に、この機会ですので納得の行くようにしていきたいと思っておりますので、何かございませんか。
委 員	事務局にお尋ねします。付帯意見のところ、ごみの減量化及び資源化を促進とありますが、どのようなPRとかを考えていらっしゃるのでしょうか。
事務局	リサイクルについては、既にそれぞれの町内会でやられている部分ですので、それらを更に強化・促進をしていただくということになります。具体的には啓発ということに尽きるのではないかと思いますけれども、収集の方に関しては市が所管しており、集団回収の補助金を負担しております。少しでもリサイクルを促進していくということで町内会への助成措置をしております。それらを皆さんに今まで以上によりアピールしていくということで、なんとかご理解を深めていくということで参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
会 長	よろしいですか。

委員	(承認)
会長	他にご意見ご要望等ございませんか。
会長	<p>皆さんからある程度の意見をいただきました。他にご意見ご要望等がございませんようですので、これで審議会として答申内容の確認を終わります。8月11日(月)に、私から管理者に答申書を手渡しする予定となっております。答申書につきましては、後日、事務局から委員の方に郵送させていただきます。</p> <p>続きまして、資料2に関してですが、事前に資料を確認いただいているかと思えます。このような方法で今後啓発をしていただくことになっておりますので、そのあたりは抜かりなく進めていただくようお願いします。委員の皆様もよろしいでしょうか。</p>
委員	(承認)
事務局	<p><b>3. 閉会</b></p> <p>本日が最後の審議会となります。つきましては、下北地域広域行政事務組合事務局長の川西より、一言ごあいさつを申し上げます。</p>
事務局	<p>皆様、本日はどうもありがとうございました。これまで3ヶ月間、1ヶ月に1回程度ということで会議を開かせていただきましたけれども、答申の中に定期的見直しということがありますので、またご相談を申し上げる機会があるかと思えますが、その際はまたよろしくお願いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、これをもちまして下北地域広域行政事務組合一般廃棄物処理料金等審議会を閉会します。ありがとうございました。</p>